



幼児教育・保育無償化について

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから小学校入学前（幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）においては、満3歳児クラスも含む）の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの対象に幼児教育・保育の無償化を実施しています。

1 対象となる方

【幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の教育時間を利用する場合】

3歳の誕生日の前日からが無償化の対象となります。

【幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育・認可外保育施設等を利用する場合】

- ① 認可保育所や認定こども園（保育園部分）に在園していない
- ② 「保育を必要とする要件」を満たしている
- ③ ・ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども(※1)
- ・ 0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯等(※2)の子ども



※1 課税世帯の場合、預かり保育・認可外保育施設等の利用料無償化は「4月1日時点の年齢が3歳以上の子ども」が対象となります。幼稚園、認定こども園の満3歳児クラスは対象外です。

※2 生活保護法上の被保護者、児童福祉法上の里親・児童ホームを含みます。

※無償化対象となるためには、市から給付認定を受ける必要があります。3ページをご確認ください。

2 保育を必要とする要件について

すべての保護者が、次の保育を必要とする状況に該当する場合に、保育の必要性を認定します。

保護者の状況	認定の有効期間
ひと月において月64時間以上働いている(※1)	最長、就学前まで
大学や職業訓練校、専門学校等で就学している	学校等に通っている間
病気やケガ、または精神や身体に障害がある	保育が可能な状態になるまで
介護または看護にあっている	介護、看護を必要としなくなるまで
求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている(※2)	認定日から90日が属する月末まで
妊娠中または出産後の休養が必要である	出産予定日の前8週目の日が属する月の初日から出産日の後8週目の日が属する月末
災害の復旧に当たっている（震災、火災、風水害等）	災害復旧まで
その他、市長が必要と認める場合	市長が認める期間

※1 雇用期間が「有期」の場合、契約満了日までの認定となります。

※2 連続して求職活動による認定を受けることはできません。

3 対象施設および対象区分について

利用する施設の種別などにより認定区分は次のとおり異なります。

無償化の対象は利用料のみとなります。通園送迎費、食材料費等は対象外です。

❖ 私学助成幼稚園（令和7年4月1日時点の市内対象施設（予定）：長谷幼稚園・モンタナ幼稚園・鎌倉女子大学幼稚部）

すべての方が施設等利用給付認定（新1号、新2号、新3号のいずれか）を受ける必要があり、いずれの認定を受けても、教育時間の利用料について月額25,700円まで無償となります。

また、保育を必要とする要件のある方は、新2号又は新3号の認定を受けることで、預かり保育の利用料も無償化の対象となります（上限あり）。

❖ 施設型給付幼稚園、認定こども園（上記以外の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分））

すべての方が教育・保育給付認定（1号）を受ける必要があり、教育時間の利用料が全額無償となります。保育を必要とする要件のある方は、1号に加えて施設等利用給付認定（新2号又は新3号）を受けることで、預かり保育の利用料も無償化の対象となります（上限あり）。

❖ 認可外保育施設等（ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター含む）

保育を必要とする要件のある方は、施設等利用給付認定（新2号又は新3号）を受けることで、利用料が無償化の対象となります（上限あり）。

❖ 区分表

	施設型給付幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）		私学助成幼稚園		認可外 保育施設等 （保育要件有） ※2
	教育 時間	預かり保育 （保育要件有）	教育時間	預かり保育 （保育要件有）	
3～5歳児クラス ※1	◎ 1号	○ （上限11,300円） 新2号★	○ （上限25,700円） 新1号・新2号	○ （上限11,300円） 新2号★	○ （上限37,000円） 新2号★
市民税課税世帯 の満3歳児クラス	◎ 1号	×	○ （上限25,700円） 新1号	×	
市民税非課税世帯※3 の満3歳児クラス	◎ 1号	○ （上限16,300円） 新3号★	○ （上限25,700円） 新1号・新3号	○ （上限16,300円） 新3号★	
市民税非課税世帯※3 の0～2歳児クラス					○ （上限42,000円） 新3号★

◎…全額無償／○…月額上限あり／×…無償化対象外

★ 新2号・新3号認定を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

★ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育の利用については、上記の金額の範囲で「日額450円×利用日数」が無償の対象となります。

※1 その年の4月1日時点で3～5歳の子どもが対象です。

※2 認可外保育施設等は、無償化対象施設の確認を受けた認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターが対象です。

※3 4月～8月は前年度市民税非課税世帯、9月～3月は、当年度市民税非課税世帯の方が対象です。

4 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の教育時間を利用する場合の手続き

【申請に必要な書類】

■ 給付認定申請書（第1号様式）

※ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用する方で「保育を必要とする要件」がない場合は、表面（1ページ目）のみ記入してください。

■ マイナンバー提出表（私学助成幼稚園を除く）

※ 4～8月入所は前年度の1月1日、9～3月入所は当年度の1月1日時点で鎌倉市外に住民票があった方のみご提出ください。

※ 海外から帰国された方は別途お問合せ下さい。

5 4に加えて預かり保育を利用する場合・認可外保育施設等を利用する場合の手続き

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合は、利用開始までに申請書類を提出し、「施設等利用給付認定（新2号、新3号）」を受ける必要があります。

申請書の受理日より前に遡って給付認定を受けることができません。

※必ず施設やサービスの利用開始日前に手続きを行ってください（年度当初（4月）からの利用を希望する場合を含む）。

【申請に必要な書類】

■ 給付認定申請書（第1号様式）

※ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用する方や認可外保育施設等を利用する方で「保育を必要とする要件」がある場合は、両面（すべて）記入したうえで、「保育を必要とする要件を確認する書類」を添付してください。

■ 保育を必要とする要件を確認する書類

すべての保護者の要件を確認します。

保育を必要とする要件	必要な書類
就労	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労証明書」 ※自営業、個人事業主の方は「スケジュール表」「自営業を証明する書類の写し（開業届や確定申告等）」も提出してください。
就学	<ul style="list-style-type: none"> ・「就学状況申告書」 ・「在学証明書又は学生証の写し」（就学予定の場合は合格通知等、就学予定であることがわかる書類） ・「時間割のわかる書類（カリキュラム等）」
疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、診断書等の写し」
介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護・看護状況申告書」 ・「被介護者・被看護者の介護保険被保険証、障がい者手帳、診断書等の写し」
求職活動・起業準備	<ul style="list-style-type: none"> ・「求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）」
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・「母子手帳の写し（表紙、出産予定日のわかる部分）」
災害・復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害の復旧についての証明書類（り災証明等）の写し」

6 給付認定申請の結果について

給付認定が認められた場合、原則、申請書受理日から1か月以内に「施設等利用給付認定通知書」を郵送します。年度当初（4月）の認定開始の場合は、申請が集中し審査に時間を要することから、原則3月末頃までに認定証を送付します。

7 認定の変更申請について

退職や育児休業取得等による保育を必要とする要件の変更、利用施設の変更、その他生活の状況に変更があった際は、必ず変更申請・届け出を行ってください。

■ 給付認定変更申請書（兼施設利用等変更届出書）（第6号様式の2）

※ 原則として、申請書の受理日より前に遡って認定を変更することはできませんのでご注意ください。

【注意】 「育児休業中」の新2号、新3号の給付認定について

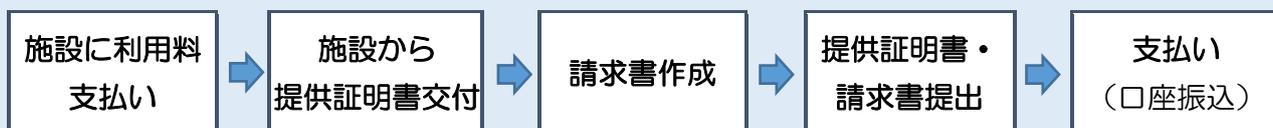
「育児休業」による新2号、新3号の認定は、申請日より前から継続して幼稚園、認可外保育施設等を利用している子どもに弟妹が生まれ、当該育児休業の間に継続して利用することが必要であると認められる場合や、育児休業で既に認定を受けている他施設からの転園の場合に限ります。また、育児休業の要件による認定期限は、育児休業を取得した弟妹が1歳の誕生日を迎えた月末までです。育児休業中に幼稚園、認可外保育施設等の利用が決まった場合は、施設を利用開始後1か月以内に復職する場合に限り、認定します。復職せずに育児休業を取得し続けた場合、就労要件として認定ができず、無償化給付を受けることができなくなります。

育児休業要件による一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターの無償化給付を受けることはできません。

8 鎌倉市への請求について

施設を利用している方は、鎌倉市に対して償還払い（※）の請求を行う必要があります。請求は3か月に1回です。初回請求日までに、振込先を記載した「施設等利用費償還払い口座申請書」（認定証郵送時に同封）をご提出ください。請求の流れは以下の通りです。

※ 償還払いとは、いったん費用を全額立て替えてお支払いいただいて、申請により後で規定の額が払い戻される仕組みのことを言います。



❖ 償還払いスケジュール

	利用期間	請求期限	支払時期
第1期	4月～6月分	7月末日（休日の場合は前開庁日）	9月下旬
第2期	7月～9月分	10月末日（休日の場合は前開庁日）	12月下旬
第3期	10月～12月分	1月末日（休日の場合は前開庁日）	3月下旬
第4期	1月～3月分	4月末日（休日の場合は前開庁日）	6月下旬

※各期の請求期限後に受理した請求書は、次の期の支払いとして取り扱います。

※請求が可能な期限は、対象施設の利用から2年間（利用した月の2年後の月末）です。

支払日は決まり次第
第ホームページに
掲載しています。



【鎌倉市 HP】

9 担当部署（書類の提出および問合せ先）

対象施設	担当部署	電話番号
私学助成幼稚園	こどもみらい部こども支援課	☎ 0467-61-3904
認定こども園（幼稚園部分）・ 施設型給付幼稚園・認可外保育施設等	こどもみらい部保育課	☎ 0467-61-3892